

桜井市教育委員会後援名義取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、桜井市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が後援する名義使用の承認に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における後援とは、教育委員会が市民などで組織された団体、機関等（以下「団体等」という。）が企画した事業の趣旨に賛同し円滑な実施ができるよう、市民への周知などに便宜を図り、協力することをいう。

(承認名義)

第3条 教育委員会が行う後援の名義は、「桜井市教育委員会」とする。

(承認の原則)

第4条 名義使用の承認は、第2条に規定する定義を十分に検討したうえで行うものとする。

(対象となる団体等)

第5条 名義使用の承認を受けることができる団体等は、次のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 国又は他の地方公共団体
- (2) 独立行政法人
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校又はその連合体
- (4) 公益的法人又は公共的団体
- (5) 特定非営利活動法人
- (6) 教育、学術、文化、スポーツ、福祉、医療、観光等の振興事業を行う団体等
- (7) 自治会その他の地域活動を行う団体等
- (8) 前各号に掲げる団体等のほか、教育委員会が適当と認める団体等

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体等は、対象団体等としない。

- (1) 特定の政治、宗教、思想等に関連した団体等
- (2) 特定の公職者又は政党を推薦し、支持し、又は反対することを目的とする団体等
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体等
- (4) 前各号に掲げる団体等のほか、名義使用が適当でないとして教育委員会が認める団体等

(承認の対象となる事業)

第6条 名義使用の承認の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 市民の教育、学術、スポーツ、地域活動等の振興に寄与する事業
- (2) 市民の福祉又は医療の増進に寄与する事業
- (3) 地域の観光の振興に寄与する事業
- (4) 地域社会の発展に寄与する事業
- (5) 第1号から前号までに該当する事業であって、かつ、市内で開催される事業。ただし、市外で開催される事業であっても市民の幅広い参加が期待できるものである等教育委員会が特に必要と認める事業については、この限りでない。
- (6) その他教育委員会が適当と認める事業

2 次に掲げる事項のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認められる事業は、名義使用を承認しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するものその他社会的な非難を受けるおそれがある事業
- (2) 政治的中立性、宗教的中立性その他市の中立性を侵す事業
- (3) 特定の団体又は個人の宣伝又は売名を目的とする事業
- (4) 教育委員会の教育行政方針に反する事業
- (5) 市の名誉を毀損し、又は信用を失墜する事業
- (6) 営利目的のもの又は会員等の勧誘その他の営利意図をもって企画された事業
- (7) 青少年の健全育成を阻害する事業
- (8) 有料で実施する事業。ただし、収益相当額の寄付を目的に実施する場合又は参加料等の徴収額が当該運営に係る実費相当額である場合は、この限りでない。
- (9) その他教育委員会が名義使用を不相当と認める事業

3 前項の規定にかかわらず、過去において、この要綱に基づく後援の名義使用の承認を取り消されたことがある団体等（当該団体等と構成する者が同一であるとみなされるものを含む。）については、承認しないものとする。

(申請手続)

第7条 名義使用の承認を受けようとする団体等は、原則として事業を開始しようとする2ヶ月前までに、当該事業の内容と関連する事務を所掌する課等がある場合はその課等を経て、桜井市教育委員会後援名義使用承認申請書（第1号様式）に次に掲げる必要書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に提出の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

- (1) 事業を主催する団体の定款、規約その他団体の概要が分かる書類
- (2) 実施要綱、募集要項その他事業の概要が分かる書類
- (3) 収支見込書（前条第2項第6号の規定により有料で実施するものに限る。）
- (4) その他教育委員会が必要と認める書類

(承認等の決定)

第8条 教育委員会は、前条の申請書を受理したときは、名義使用の承認の可否について桜井市教育委員会会議規則（昭和31年10月教育委員会規則第1号）第2条に規定する会議（以下「会議」という。）に諮るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する等のやむを得ない理由で会議に諮ることが困難と認めるものについては、教育長がその承認の可否について決定するものとする。

3 教育委員会は、第1項及び前項の規定に基づき名義使用の承認を決定したときは桜井市教育委員会後援名義使用承認通知書（第2号様式）により、名義使用の不承認を決定したときは桜井市教育委員会後援名義使用不承認通知書（第3号様式）により、当該団体等に通知するものとする。

4 教育委員会は、必要があると認めた場合は、前項の承認に当たって条件を付することができる。

(事業の変更又は中止の届出)

第9条 前条の規定により後援の名義使用の承認を受けた団体等は、当該後援にかかる事業に関し変更が生じたとき又は中止したときは、直ちに、当該後援の名義使用の承認に係る申請をし

た課等を経て、桜井市教育委員会後援名義使用事業内容変更届（第4号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

（使用期間）

第10条 名義の使用期間は、承認を受けた事業の開始の日から終了の日までとし、6ヶ月を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、当該事業の内容によりやむを得ないと教育委員会が認めた場合は、6ヶ月を超えて使用させることができる。

（経費の負担等）

第11条 事業に要する経費は、当該事業を行う団体等が負担するものとし、当該事業に係る物的及び人的な支援は行わないものとする。

（承認の取消し）

第12条 教育委員会は、名義使用の承認を受けた団体等が次のいずれかに該当するときは、当該承認を取り消すことができる。

（1）虚偽の申請により承認を受けたとき。

（2）第6条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるとき。

（3）第8条第2項の規定により付された条件を履行しなかったとき。

（4）当該事業が中止になったとき。

（5）その他不相当と認められる行為があったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により承認を取り消したときは、桜井市教育委員会後援名義使用承認取消通知書（第5号様式）により、当該団体等に通知するものとする。

（報告）

第13条 名義使用の承認を受けた団体等は、当該後援に係る事業の終了後、速やかに桜井市教育委員会後援名義使用事業実績報告書（第6号様式）に当該事業の収支決算を明らかにする書類を添付し、教育委員会に提出しなければならない。ただし、教育委員会が特に提出の必要がないと認めた場合は、この限りでない。

（免責）

第14条 教育委員会は、後援の名義を使用した事業によって生ずる損害について一切の責任を負わないものとする。

（その他）

第15条 この要綱に定めるもののほか、名義使用の取扱いに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。